

答申第23号  
平成22年2月9日

佐賀市長 秀島敏行様

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づき、平成22年1月19日付け佐市障福第1430号により諮問がありました障がい者手帳及び障がい福祉サービスに係る個人情報の目的外利用については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 目的外利用を行う個人情報については、佐賀市社会福祉協議会と共有することとなるため、個人情報目的外利用可否決定に際しては、佐賀市社会福祉協議会に対し、個人情報の管理及び利用方法を徹底させるよう、佐賀市個人情報保護条例の遵守や職員研修の実施等の条件を付すこと。